

平成二十一年十一月十七日提出
質問第八四号

外務省による秘密指定文書の流出に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省による秘密指定文書の流出に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

日本共産党HPによると、二〇〇二年三月、「昨年三月五日に行われた鈴木宗男議員とロシア外務次官の会談記録をお送りします。この記録は当時の佐藤主任分析官が保管する書類の中から昨年入手したものです。この記録からも明らかなおとおり、鈴木議員と東郷局長は政府の基本方針に反するメッセージをロシアに伝えていた一例です。内容からお察し出来ると思いますが、この記録は外務大臣にも官房長官にも報告されませんでした。また、外務省にも正式な記録は残っていません。」との前文と共に、二〇〇一年三月五日に行われた、当方と当時のロシユコフ・ロシア外務次官との会談（以下、「会談」という。）を記録したと思われる文書（以下、「文書」という。）が志位和夫委員長の元に匿名で届けられたとのことである。それを基に二〇〇二年三月二十日、志位氏は記者会見を行っており、同党のHPには「文書」の全文が掲載されている。右と「政府答弁書」（内閣衆質一七〇第二五〇号）を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書」では、「文書」は出所不明の文書であり、外務省としてコメントすることは差し控える旨の答弁がなされている。「文書」に対する鳩山由紀夫内閣の見解如何。

二 「文書」の基が外務省において作成された「会談」を記録したものであり、また秘密指定の解除がなさ

れていないのに、更には改竄まで加えられて日本共産党に流出したのであるならば、それは国家公務員法違反に該当すると思料するが、鳩山内閣の見解如何。

三 二で触れた経緯につき、過去の質問主意書で、流出の経緯やその内容の真偽等、「文書」についての調査は当時外務省において行われたかと問うたところ、前政権の下作成された「政府答弁書」ではただ「先の答弁書（平成二十年十一月十四日内閣衆質一七〇第一九三号）九から十五までについてでお答えしたとおり、出所が明らかではない文書についてコメントすることは差し控えたい。」との答弁がなされているのみであった。しかし、日本共産党のHPには、「文書」は同省の封筒に入った形で届けられたと書かれており、「文書」が同省のものであるとの認識が示されている。鳩山内閣として、「文書」を巡る経緯等につき、今後同省に対して調査するよう指示を出す考えはあるか。

四 三で、ないのなら、それはなぜか説明されたい。
右質問する。